

< 対応記録 >

所 長	次 長	総 務 課	建 築 住 宅 課	都 市 計 画 課	課 係	担 当

以下の内容を報告します。

- 1 日時  
平成 15 年 2 月 27 日 (木) 16:00 頃
- 2 来所者  
[REDACTED]
- 3 対応者  
熱海土木事務所都市計画課 [REDACTED]
- 4 内容等  
本日が提出期日であった、開発許可取得済み箇所についての工事停止等の命令にかかるとの弁明書を [REDACTED] が持参した (別添)。  
以下、その際のやりとり。  
[REDACTED]  
提出書類はこれで全部ですか？ 弁明書の中にはボーリング調査を実施したとありますが、その結果等は？  
[REDACTED]  
調査結果については、依頼したボーリング会社から、資料をまとめるのに明日 (2/28) いっぱいかかると言われてしまっているの、もう少し待つて欲しい。  
[REDACTED]  
いつ頃出せますか？  
[REDACTED]  
来週アタマには持って来れると思います。後、不足していると言われた箇所の写真もとりましたので、合わせて持ってきます。  
[REDACTED]  
そうですか。不足箇所の写真というのはどうやって用意したんですか？  
昨日、現場に行った際も重機が動いていたようですが、何か関係が？  
[REDACTED]  
擁壁の背面等を全て掘り返して写真をとりました。提出できます。  
ボーリング調査についても、かなりしっかりしているだろうという話を業者から聞いています。  
[REDACTED]  
なるほど。では、この弁明書に加えて調査結果と写真を提出するということですね。

そうです。是非、見てください。この前みたいに、いきなり停止命令とか出さないでくださいよ。あれはあまりにも早すぎます。

違反だと言われた箇所についても、今日これから法務局に行って、地目を元に戻してきます。

県庁からなのか、土木事務所からなのかわかりませんが、法務局の人が都市計画法違反がどうの、って言うんですよ。

地目を戻すんですか？

それは御自身の申請で？それともの職権ですか？

職権では戻せないようなので、地目を変更する申請をするように、法務局から指示されました。

現況が宅地なのに山林に戻すなんて、できるのかどうか良くわかりませんが、かなり特殊な申請になるみたいです。

普通はやらない作業なんだろうけど、地目が宅地になったから違反だって指摘されたんだから、しょうがないです。

現況が宅地になったんだから、宅地として登記しないと不動産登記法上まずい、不動産登記法の方が都市計画法より優先するし、今回は違反じゃない、って弁護士さんにも言われてるんですけどね。

私は不動産登記法は詳しくないので分かりませんが、「現況を宅地状に造成して、地目を宅地にした」というのは、明らかに都市計画法の開発行為に該当すると思いますよ。

いずれにせよ、本日はこの弁明書を提出する為に来所されたということですね。更に来週のアタマに、調査資料・写真を提出なさると。

で、その資料と写真で提出物は全て揃う訳ですね。

そうです。

ではとりあえず、この弁明書をお預かりします。